

熊本県教育委員会行政文書管理規程（平成 24 年熊本県教育委員会訓令第 4 号）新旧対照表

旧	新
<p>(定義) 第 2 条 (略) (1) (略) (2) 地方機関 熊本県教育事務所、熊本県生涯学習事務所及び熊本県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に係る学校以外の教育機関をいう。 (3)～(12) (略)</p> <p>(適切・効率的な文書作成) 第 11 条 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、文書管理システム等(_____グループウェアシステムを含む。以下同じ。)その他を活用して、職員の利用に供するものとする。 2 (略)</p> <p>(移管又は廃棄) 第 54 条 (略) 2～4 (略) 5 総括文書管理者は、前項の規定により、移管予定として引き渡しを受けた期間満了ファイルについては、移管予定簿を調製し、<u>私学文書局長</u>に引き継ぐものとする。</p>	<p>(定義) 第 2 条 (略) (1) (略) (2) 地方機関 熊本県教育事務所 _____及び熊本県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に係る学校以外の教育機関をいう。 (3)～(12) (略)</p> <p>(適切・効率的な文書作成) 第 11 条 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、文書管理システム等(文書管理システム及びグループウェアシステムをいう。以下同じ。)その他を活用して、職員の利用に供するものとする。 2 (略)</p> <p>(移管又は廃棄) 第 54 条 (略) 2～4 (略) 5 総括文書管理者は、前項の規定により、移管予定として引き渡しを受けた期間満了ファイルについては、移管予定簿を調製し、<u>総務私学局長</u>に引き継ぐものとする。</p>

別表第1(第15条関係)

(表は省略)

2 地方機関

(略)

熊本県生涯学習推進センター 熊生セ

(略)

(表は省略)

別表第2(第52条関係)

熊本県教育庁

(略)

別表第1(第15条関係)

(表は省略)

2 地方機関

(略)

(削る)

(略)

(表は省略)

別表第2(第52条関係)

教育政策課

(略)